

第34回 人権問題県民講座

ヘイトスピーチをどう考えるか

地域人権ネット主催の第34回人権問題県民講座が10月13日、名古屋市東区のウイールあいちを会場に、県内から行政、教育、企業関係者550名の参加で開催。

山口明宏副理事長が司会進行を務め、第一講演では「ヘイトスピーチをどう考えるか？」と題して、進行役兼パネリストとして奥山峰夫元大阪経済法科大学教授、パネリストとして碓井敏正京都橋大名誉教授、新井直樹全国地域人権運動総連合事務局長が鼎談形式で講演。

奥山氏は「現在各地で示威行動が展開されており、自治体も議会に対策を求める採択がされているヘイトスピーチ克服のために、法律による規制も必要だが、何をヘイトスピーチと認定するのが難しい問題もある」と指摘。碓井氏は「被害がある以上は法規制を作る必要があるが、この問題の背景には若者の厳しい現状、格差、貧困、孤立などの問題があり

限界もある。我々は正しい知識が必要だと思ふ」と話しました。新井氏は「ヘイトスピーチなど差別を煽る不当な言論表現を含む行為は、その影響や被害の実態からも許されるものではなく、まずは現行法による対応と権利保障の充実整備が必要」と人権連の立場を述べました。三者の意見を講座の場で結論をまとめず、参加者個々人が考えてゆくことが求められた鼎談でした。

第二講演は、「人間みな兄弟」を上映鑑賞。古いドキュメンタリー映画作品で初めて観る参加者も多かったようで、映画を通じて旧同和地区の実態、差別の実態を知ることが出来ました。

最後の講演は、「戦後70年と部落問題」と題して、丹波正史全国地域人権運動総連合議長が講演。「『人間みな兄弟』で映し出されていたような劣悪な環境から、多額の同和対策費が投入され、生活

環境が改善され生活が大きく変わり、地域外との交流も増えた。また結婚問題もほぼ無くなった」と社会問題としての部落問題は解決したとの認識を示し、「人権啓発で気をつけることは、これだけ部落問題が是正されてきたということも発信していかなければならない」と人権啓発のあり方についても述べました。

アンケートでは、「ヘイトスピーチの」法規制の必要性については大変むずかしい問題だし、深い議論が必要だと思つた」「(映画を観て)部落に住む人々の姿が衝撃であった。資料映像として大変貴重なものを観ることが出来た」「社会問題として解決し、部落問題が着実に解消に向かっていることが理解できた」など、たくさん感想をいただきました。

機関紙11月15日号より

鼎談

元大阪経済法科大学教授 奥山 峰夫氏
京都橋大学名誉教授 碓井 敏正氏
全国人権連事務局長 新井 直樹氏

主催者挨拶（山口）

こんにちは。本日は私ども地域人権ネットワーク主催の第34回人権問題県民講座にお越しいただきありがとうございます。主催者を代表し、地域人権ネットワーク役員の



私、山口がご挨拶をさせていただきます。

今回はご案内にありますように、今、ネット上で、街頭で、自分と異なる意見、立場、考え方を持つ他者に対して、とりわけ外国籍を持つ者に対し、口汚く罵る言葉を浴びせかけるヘイトスピーチを取り上げました。

進行役の奥山峰夫元大阪経済法科大学教授、そして碓井敏正京都橋大学名誉教授、新井直樹全国人権連事務局長の御三名の方に鼎談方式でご意見をいただき、それをどう考えていくのかということについては、参加者の皆様方にお預けいたします。

奥山 ヘイトスピーチの問題をどう考えるのかということ話をいたします。はじめに私からこのヘイトスピーチをめぐる状況について簡単に話をいたします。

ヘイトスピーチの問題については、数年前から街頭などで在日朝鮮人、あるいはそれ以外の国籍を持つ人たちに対して、追放を扇動するような活動が行われている。かつてはそういう形の大衆的行動は見られなかったと思います。とくに東京の新宿区新大久保、大阪で言えば生

野区鶴橋あたりはコリアンタウンが形成されているところで、そういうところで街宣をやる。それがインターネットを通じて拡散されるし、またデモも組織されるといことが行われてきた。

若者の不安定就労層がうさばらしてやっている行動ではないか、という意見もあったが、より政治的、経済的、社会的な条件の中で行われている。例えば、名古屋大学出版会から「日本型排外主義」という本が出ていますが、そういう研究によって明らかになってきている。

排外主義を煽る行動に対して、それを批判する動きも当然起こっている。レイシストしばき隊というのがつくれ、この「しばき」は関西の言葉で、「ひっぱたく」という意味です。また「のりこえねつ」というようなものつくりされている。

大きな書店では「嫌韓」「嫌中国」の本がたくさん並んでいる。出版業界の関係者の中でも「そういうものに反対する」という会がつくられる。シンポジウムなどが開催され、その自身が本として出版されている。東京や大阪で「仲良くしようぜ！パレード」というものも取り組まれている。そういう形で排外主義行

動に対する反対の動きも行われている。

地方自治法99条で「政府、その他に対して議会の意見書を提出することができ」という規定があります。それに基づき、東京の国立市議会からはじまり、名古屋市議会など百数十議会でヘイトスピーチについて対策を講じることを求める意見書が採択されている。全国、市町村、特別区を含めて約1700あり、その1割程度はたぶん決議していると思う。

大阪市の場合、ヘイトスピーチに関する条例をつくらうということで議会に出されましたが、成立はしていません。これはヘイトスピーチの被害者を支援するという中身の条例です。

裁判レベルの話としては、「在日特権を許さない市民の会」のメンバーが、京都の朝鮮学校を襲撃した事件があります。これについて京都地裁、大阪高裁、昨年の12月最高裁で「学校周辺の街頭宣伝活動の禁止と損害賠償1200万の支払い」を命ずる判決が出ました。

これは日本政府も加盟（1995年）した「人種差別撤廃条約」に基づいた人種差別にあたり、また憲法98条に日本国が締結した国際法規の遵守が謳われてお

り、それに基づいて適用された判決であります。

国連においても、国際人権規約・市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）に関わり、各国政府の報告を審議する機関から「法規制をするように」という勧告が昨年出されています。同じ人種差別撤廃委員会でも「法規制をするように」という勧告をされている。

国会においては、5月に人種差別撤廃施策推進法という法律が国会に出されて、参議院で若干審議されたが継続審議となっている状況があります。

この法律案は人種等を理由として差別行為をしてはいけないという「禁止法」であり、ただ、罰則規定はない。

これらの問題に対する今後の方向として、法律をつくり規制をしていくという考え方ですが、この場合、罰則のない法律でどの程度の実効性が確保できるのか、という問題がある。ただ「罰則を科する」とした場合、どういふものをヘイトスピーチと認定し、処罰の対象にするのかという線引きが非常に難しい。こういうことを考えるにあたり、ヨーロッパでは早くから人種差別禁止法があり、それが運用されている。果たして運用の実

態ないしは効果はいつたいどうなっているのか。

最近、シリア難民がヨーロッパに移動しているという報道がありますが、こういうことがあるとますますそういう問題が深刻になると予測される。罰則といっても謝罪広告や罰金程度のものであり、果たしてそれで克服できるか。

もう一つは、法律による規制ではなく、ヘイトスピーチに対して批判的な世論を高めていくことで克服していくという考え方があるということです。

碓井 京都橘大学の碓井です。わたしは現役を引退し、現在は名誉教授という肩書きですが、今も非常勤で哲学を教えています。専門分野は哲学で、ここ30年ぐらいは権利論、正義論など、政治哲学に近い分野の研究をしております。そういう立場から、きょうのテーマであるヘイトスピーチの問題をお話しするつもりです。

ヘイトスピーチの法規制は、表現の自由との関係で、非常に難しい問題をかかえています。従ってこれまでも日本ではいろいろな議論がありました。その点ではこの後、お話をされる新井さんとわた

しとではかなり意見が食い違ふところがある。つまり、法規制には一定の限界があるけれども、私は必要であると思っておりますが、新井さんはそれに対してより慎重な考え方を示されると思う。いずれにしても意見の違いが出てくる問題であります。しかし意見の違いが非常に大事であり、この問題をめぐりいろいろ議論をたたかわせることが重要であります。議論をたたかわせることがこの問題に対する理解を深め、問題の解決に向けた社会の合意形成へとつながるだろうと思います。

『人権と部落問題』（京都部落問題研究所）の今年の2月号が、特集記事「ヘイトスピーチを超えて」を組んでいます。この中に「ヘイトスピーチには早急な法規制が必要である」という立場の論文があります。私も法規制だけでは問題が解決しないにしても、法規制は避けられないという論文を寄稿しています。それに対して関西のある憲法学者は「表現の自由との関係でヘイトスピーチ規制については慎重であるべきだ」という論文を寄せておられ、意見が分かれていま

在特会が2007年に発足し、それ以

来、この問題がにわか話題となり、とくに在特会による2009年の京都朝鮮学校襲撃事件は、ヘイトスピーチだけでなく、ヘイトクライムを起こした。これが立件され、裁判となり、昨年、最高裁で判決が確定し、1200万円以上の賠償金が在特会側に科せられた。執行猶予付きでしたが、威力業務妨害と侮辱罪という罪名で、すなわち従来の法体系の中で判決が下された。

この事件では裁判の結論が出るまでに5年もかかり、その間、被害者の救済はされないという問題と、警察の立件に半年以上の時間がかかったという問題がある。これは従来の法体系で問題を処理するからであり、新しい規制法ができれば迅速な対応が可能になり、またそのことにより被害者の救済がなされやすくなる、ということが言えると思います。

民族的なマイノリティの問題の深刻さにかかわる本質的な話ですが、在日コリアンの場合、日本には約50万人の方がおられる。国籍を持たない人びとの立場は、われわれ普通の日本人にはなかなか理解しにくいところがある。とくに日本は外国人が占める割合が少ないこともあり、そういうことに対する想像力を働か

せる機会がなかなかない。

これは有名な話ですが、ハンナ・アーレントというユダヤ人の女性思想家がおりまして、彼女はユダヤ人が第2次大戦中にドイツを中心に被った被害に寄せて、次のように述べています。国民でない者にとつて、つまり国籍を持たない者にとつては、「権利というものは絵に描いた餅に過ぎない」。われわれの多くは国民であり、あまりそういう感覚は持ちませんが、「ユダヤ人の立場からすると国籍を持たないことは権利がないことに等しい。だからどのようにでも扱われてしまう」と彼女は嘆いている。この問題は現在でも基本的に解決されていないどころか、グローバル化の中である意味では、もつと問題が拡大している。

日本の憲法にも当然、権利保障の規定があるわけですが、第三章のタイトルを見ると、「国民の権利及び義務」とある。つまりあくまでも国民の権利なのです。その次に10条で「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」とある。もう一度、このような権利の国民国家的制約を正確に見ておく必要がある。

そう考えると、国際人権規約の自由権規約（B規約）と人種差別撤廃条約な

ど、日本も基本的に批准をしている、人権に関する国際条約がもつ、民族的マイノリティにとっての非常に大きな意味を確認しておく必要がある、というのが第一点です。

法規制は必要であるというのが私の考えですが、それでもって問題が解決するかと言えばなかなかそうはいかない。先月、ドイツ現代史の専門家と話をする機会があり、ドイツの反差別法の効果について聞いたのですが、彼の答えは「効果はあるが、限定的である」というものでした。限定的であるという理由の一つに、問題の根っこが社会の奥深いところにある。単なる意識だけの問題ではなく、それを生み出す根深い原因が社会にあると、私は解釈しています。その点では、ヘイトスピーチの中心部隊である在特会の性格を見ておく必要があります。「在日特権を許さない市民の会」(在特会)の名称にある「市民の会」というのも妙な感じがしますが、要するに彼らは今流の右翼というか、あるいはネットの人びとを集める右翼ですが、これには括弧をつけて「右翼」と呼ぶ方がいい。従来型の右翼は彼らを「弱いものいじめをするでしょうもない連中だ」と嫌っ

ている。彼らの実像を知る参考として『ネットと愛国』という、ジャーナリストの安田浩一さんが書いた本があります。これは豊富な取材にもとづく非常に役立つ本で、ジャーナリスト会議賞を受けました。安田さんは、ネット右翼は、ごく普通の下層の若者が多いと分析しています。

安田さんの分析は必ずしも正しくないという意見も、一部の社会学者にあり、在特会のデモに参加している連中は中間層が多いとも言われている。しかしネットの中で彼らの活動を支持しているのは、私は中間層よりむしろ下層の若者というか、世間に強い不満を抱いている若者が多い、と思います。ネット右翼は大体120万ぐらいと言われていますが、その中核は10万ぐらいだろうと思いますが、そういう人びとが自らの社会に対する不満のはけ口として、在特会の活動を背後で支えていると私も思っており、そういう点では安田さんの考え方が正しいと思います。

ただ、そうであるがゆえにかえって問題が大きい。つまり従来型の右翼の仲間入りをするのは敷居が高いが、ネットで活動に賛成して、クリック一つで入会でき

るわけですから、ネット右翼は敷居が低い。不満を持つている人びとを簡単に結集できるわけです。その中核をなしている連中が、デモ行動に参加するという形になっている。それだけに非常に問題の解決が難しいわけです。

ネット右翼が拡大する背景としては、今の若者の置かれている厳しい現状がある。雇用で言えば非正規雇用者が全体で4割近いわけですが、若者については言えば5割近くが不安定雇用で、将来に夢が持てない状況に置かれている。しかも彼らは貧困で苦しむと同時に、孤立している。

『ネット右翼の矛盾』(宝島社新書)という本は、安田さんと他のジャーナリスト2人の3人で書いた本です。この本の中で、ネット右翼を調査会社が調べた結果が載っているわけですが、「主な閲覧時間は日中、しかも自宅のパソコンからアクセスし、1日の中でネットしている時間が平均より著しく長い。日中、パソコンを長く使っていることは正規の職業に就いていない若者が多い」という分析をしている。ネット右翼は120万ぐらいいると分析していますが、これはかなり膨大な数で、そういう層がいわゆる

ヘイトスピーチに共感を示している。

彼らは被害者意識が非常に強い。つまり自分たちは社会から阻害され、一方で在日コリアンは特権を享受している、これはデマがほとんどですが、こういう理由でもって民族マイノリティを批判し、攻撃するという形です。だから被害者意識がベースにある。そういう意識状態を生み出す彼らの置かれた社会状況を変えない限り、なかなかこの問題の根本的な解決は難しい。そういう意味では生活保護バッシングに似ている。

被害者意識が、ナショナリズムや歪んだ愛国心に結び付いていくのは、なぜなのでしょう。現在、左翼の思想家として活動している雨宮処凛さんの言葉を、私が以前書いた本に引用したことがあります。彼女はかつて右翼団体で活動していた経験があり、そのときの自分をふりかえり、次のように語っています。「右翼の活動をしていた頃の私はどこかに帰属したくてたまらなかった。学校も出てしまっているのに会社にも入れず、ただ一人社会の中を漂っていたからだ。そういう中で国というの私を裏切らない。私が唯一帰属できたのは国だった」。

結局、よりどころが国しかない。家庭

的にも居場所がない。安定した職場はない。そのため、ナショナリズムに惹かれていくということです。しかも非正規の不安定労働者にとってみると、そういう身に自分を置いたのは国の政治によるところが大きいわけですが、彼らは国の政治に対して批判的な目を向けるかと言えば、そうではなく、身近にいる恵まれた者、つまり正規の労働者、とくに公務員とか、自分が保障されている人びとに攻撃の矛先を向ける。彼らを敵にするわけです。そういう意味では、最近のポピュリズムの政治家が使っている政治手法に利用される形になっている。

2007年に出した私の本(『格差とイデオロギー』大月書店)の中で、その辺の分析をいたしました。フリーターの赤木智弘さんという方が、ネットで若者の不満を書きこんで、それが出版社の目にとまって、自分の意見をまとめ本を出している。その本のタイトルは『若者を見殺しにする国―私を戦争に向かわせるものは何か』という非常にショッキングなものです。

その中で「今の自分、フリーターをやっている自分に未来はない。自分の未来が開けるとしたら戦争でも起こり、国が

大きく変わる以外にない」というようなことを、半分は本音で書いています。そういう気持ちを持つている若者が、歪んだナショナリズム、ヘイトスピーチに惹かれるわけです。

したがって第一に、そういう若者が置かれた厳しい環境とそれを生み出した政治のあり方も含めて、われわれ全体として考えていく必要があると思います。

若者といえば、この間の安保法制の問題でシールズ(SEALDs)が非常に活躍しましたが、シールズも若者なのですね。ただ彼らはほとんど学生です。ところが最近では日本の極端な高等教育の高学費のために大学に行けない、専門学校にも行けないという若者が非常に増えている。そういう意味では若者全般が右傾化しているということではなく、恵まれない若者が右傾化し、若者が二極化しているということだと思ふ。格差社会です。若者にも二極化という状況が生まれるということです。非常に危険な状態です。大きく言えば格差社会が生み出したひずみ、そのイデオロギイ的な現れがヘイトスピーチであると、私は理解しています。

したがってヘイトスピーチの対策とし

て、ヘイトスピーチを生み出す基盤を変えていくことが一番大事である。同時に、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムによって被害を受ける民族的なマイノリティを救済するために、法規制が必要であるというのも事実です。

昨年、「人種差別撤廃条約委員会」と「人権規約委員会」から勧告が出ましたが、この間の安保法制騒ぎで、国会ではヘイトスピーチ規制法の議論がなされず、懸案となっている。法規制の内容の問題はあり、これには注意する必要があるですが、私はできるだけ早くならぬ形で、規制法ができるのが好ましい、と思っています。

ここで改めて、政治哲学的な視点から「表現の自由」「報道の自由」の問題を考えてみたいと思います。この問題には、二つの視点からアプローチする必要があります。

「表現の自由」が大事であるというのは当然です。憲法学者や「報道の自由」との関係でメディアの関係者などはとくに法規制に対して慎重です。しかしこの問題を考える場合には、「表現の自由」「報道の自由」を対国家との関係でとらえる視点だけでなく、市民間関係におい

てとらえる視点が必要です。基本的に権利というのは、国家との関係において問題になるのですが、ヘイトスピーチの場合は対国家ではなくて、市民間関係、あるいは市民の集団間関係、そういう関係において問題となるわけで、問題を分けて考える必要がある。

対国家権力における「表現の自由」「報道の自由」は、最大限に保障されないといけない。そういう意味では秘密保護法は大いに問題があり、その点は注意しないといけない。だけでも市民間関係においては、個人や集団間の相互尊重が権利保障の前提になるということです。

この点を哲学に引き付けて言えば、ヘーゲルは「歴史の過程は自由の実現の過程である」と考えたのですが、その自由が実現する過程においては、まず市民社会における相互承認が必要だとことわっている。「言いたいことを言う」「自分がそう思ったから言う」というのは恣意であり、自由ではない。当然、権利ではありません。そもそも権利というのは、日本語ではピンとこないのですが、英語ではライト (right) で、「正しい」という意味です。正しいという認定が、社会的になされなければ権利とは呼べない。

単なる自己主張、わがままに過ぎません。

ヘイトスピーチは、ネット動画でもよく配信されていますが、あれはとても権利として保障されるものではないと思う。そういう意味で、なんらかの規制が必要であります。もちろん、こういう心配があります。表現の自由は一般的な権利ですから、ヘイトスピーチだけではなくて、正当なデモや市民の意思表示に対しても規制法が適用され、正当な権利が制限されるのではないか、というものです。

現実に昨年、ヘイトスピーチの法規制が問題になったときに、自民党の某女性政調会長が、「国会を取り巻いているデモも問題だ」という発言をした。そういう発言が右寄りの政治家から必ず出てくる。しかし彼女はそれをすぐに撤回した。それは一般の国民が、そのような考えを受け付けないことを理解したからだと思います。私は法規制を逆手にとるような質の悪い政治家の意図を許すか、許さないかは、まさに市民社会の成熟にかかっており、しかも、日本の市民社会は成熟しつつあると考えています。

今回の安保法制に対する市民社会の対

応を見ても、私はそういうふうに思っています。今回の安保法制の問題も決して、与党と野党の問題ではなく、国家と市民社会の対立です。その意味で、立憲主義の精神が今の日本の市民社会に根づきつつあるということに、われわれは自信をもつべきではないかと思えます。そういう観点からすれば、一定の法規制をしても、それがおかしな政治家に逆用されることはないだろうというのが、私の基本的な考え方です。

ヘイトスピーチにはそれを許す、日本の政治的風土、政府の政策の問題があります。以前にも東京都知事の「三国人」発言とか、あるいはこれは政権を問わずですが、朝鮮学校に対する教科書の無償配布を取りやめたということがあります。公の人間や政府がそういう態度をとることは、ヘイトスピーチをやるような人びとに対して、自分らがやっていることは正しいと思わせる根拠になる。昨年の人権委員会の勧告にも、政治家の発言に対する制裁規定が書かれている。日本の政治家には、ヨーロッパでは考えられないような発言をする人がいることが大きな問題であると思えます。

在特会は、先ほど被害者意識の強い恵

まれない若者に支持されていると言いましたが、在特会のメンバーは、自分たちがやっていることは正しいと思っている。傍から見ると「何とひどいことをやっているのだ」と思われていても、本人たちは正しいと思っている。だから国がしかるべき法でもって、国家の姿勢として彼らの行動が「間違いである」ことを示すことが大事です。現に京都の朝鮮学校の襲撃事件で、1200万円あまりの賠償金を科されたことをきっかけに辞めた人が多い。彼らは正しいと思っていたからです。それが裁判で負けて、自分たちの考え方が通用しないとれば、まして規制法ができれば、「自分たちは間違っていたのではないか」と思うのは当然です。ただドイツでもそうですが、確信犯がいますが、これは別問題です。ただ確信犯は多くのサポーターによって元気づけられているところがあるわけで、その意味で、サポーターに対して、「それは間違いである」ということを法という形で発信していくことには、大きな意味があると思います。

法規制と同時に、若者が未来に希望を持てる国にする、雇用の安定、地域社会にちゃんと軸足を置いたような、そういう

う生活ができるようにすることが大事です。とくに貧困も問題ですが、孤立が一番の問題だと私は思う。孤立というのはろくなものを生み出さない。例えばそれは何かのきっかけによって自殺したり、あるいは人を殺めたりする。何年前に起こった秋葉原の大量殺傷事件もそうです。孤立し、行くところがなくなった人間がいろんな問題行動を起こすということとはよくあることです。人間というのはそういうものです。その点に目配りしていくことが大事です。

とくに今、親の年収による教育格差が深刻です。年収400万と1000万の家庭を比べると大学進学率が倍ぐらい違うというデータがあります。それくらい大学への進学率が親の年収により違う。つまり格差が固定化し、それが世代にわたり継承される社会になってきていることは、下層の若者の夢を奪うということ、きわめて由々しきことだということです。

孤立の解消という意味ではやはり結婚して家庭を持つということが大事ですが、それが持てない。非正規雇用の場合、年収200万円ぐらいの若者が多い。結婚したくてもできてないのです。

いろんなデータを見ますと、年収300万を超える人と結婚する率がグリーンと上がる。200万を切ったところでは若者の結婚率が10%にも満たない。そういうことを考えると、雇用環境を含めて結婚できる環境が、若者の孤立を解決する上で非常に大事だと思います。

学校教育の問題も大事です。現在の学校教育の指導要領などを見ても、国際理解・国際親善が大きな柱になっている。学校現場でも、開かれた愛国心をいろんな機会を通して学ぶことが大事です。

その際、愛国心教育に対して、国際人（コスモポリタン）教育を対峙させるのではなく、開かれた愛国心を重視して、それを偏狭な愛国心と対峙させ、子どもたちに考えてもらうことが大事です。自分の国に対して開かれた愛国心を持っている人々は、国際的な視野も広い、というデータもあります。いきなり国際的な理解ということではなく、やはり自分の国を大事にする。例えばヘイトスピーチを例にあげて、「そういうやり方が自分の国を大事にすることになるのか」、このような問いかけが必要だと思います。そういう事例を通して、教育の場でもいろんな可能性を追求していく必要があります。

ます。

ネット社会の問題として情報倫理があります。シールズもネットで広がっている。ネットは横の広がりですが、従来の情報の流れはタテでした。マスメディア、あるいは国家から情報が流れてくる。それに対してネット社会では横からいろんな情報が流れてくる。それは民主主義を実質化する上で意味はありますが、一方で、非常に無責任で、人を傷つけるような情報が簡単に巡回するというところもあります。したがって教育の課題として、何がデマで、何が正しい情報であるかを見極める能力（情報リテラシー）を身に付ける情報倫理教育が必要です。

そして、歴史教育です。若者はあまり歴史の知識がないので、簡単にデマにのせられる。歴史、とくに現代史ですが、今の日本の学校は現代史をほとんど教えていません。何が正しい現代史かという議論はあるわけですが、いろいろな角度から、いろいろな議論を通して考えていく文化を学校からつくっていくには、ヘイトスピーチの根っこが徐々に細っていくのではないかと思う。

宣伝になりますが、今年出した私の本『成熟社会における組織と人間』花伝

社）に、ヘイトスピーチに関する論文も載せています。関心がある方はお読みいただければ幸いです。

奥山 確井先生には背景から現状分析、そして克服の方向として法的規制、教育問題を含め提起していただきました。次に新井さんから全国人権連はこの問題についてどう考えているのかということでお話をいただきます。

新井 全国地域人権運動総連合の事務局長の新井です。まずなぜ今、私たち主として全解連時代は部落問題を取りあつかい、そして2004年からは全解連から全国人権連に名称を変えて運動をしていますか、そういう団体が人種差別、ヘイトスピーチにかかわる問題になぜ関心をもっているかということからお話をいたします。

ご存じのように国連の人種差別撤廃条約というのは、1965年に国連で採択されました。日本はそれから30年後の1995年に、条約を批准、加入するわけですが、内容的に一部保留した部分もあります。正式に国際社会との関係をこの問題でもったのは95年からです。

昨年9月、国連の人種差別撤廃委員会が日本政府に「人種差別の被害者が適切な法的な救済を追求することを可能にする直接的及び間接的双方において、人種差別を禁止する特別かつ包括的な法を日本政府が採択することを促す」という見解を示したことは新聞等でも報道されました。前回も同じことを日本政府は指摘されていました。

この流れから人種差別を禁止する特別かつ包括的な法律というものについて日本はどうするんだ、ということであろうと国内で議論が高まってきたわけですね。一方、国連の人種差別撤廃委員会が日本に対して最終見解を示した中には、私たちに関係する「部落民の状況」というものが含まれている。人種差別撤廃委員会が日本の「部落民の状況」について、「日本はこうすべきだ」ということを勧告した。

「部落民の状況」についての指摘というのは、今回ばかりではなくて、前回も人種差別撤廃委員会から勧告をされた。国連の委員会は「世系に基づく条約の適用から部落民を排除する日本国の立場は遺憾である。日本は前回委員会から提起されたように部落民の統一的な定義を未

だ採択していないことも懸念される」・「部落民に対する差別に対処するための措置を含む、2002年の同和特別対策の終了にともなって日本政府によって実施された具体的措置の影響を評価するための情報及び指標が欠如していることを懸念する」・「部落民及びその他の国民との間の根強い社会、経済的な格差について懸念する」・「部落民に対する差別目的で用いられる戸籍制度への違法なアクセスに関する報告を懸念する」・「世系に基づく差別は条約によって完全にカバーされることを想起してほしい」という内容のものを国連の人種差別撤廃委員会は日本に対して勧告をしている。

普通、考えれば部落問題は人種問題か、民族問題かと聞かれれば、同一日本国民の問題であり、教科書的に考えれば民族差別問題ではないと思う。通常、そういう判断になると思うのですが、デイセント (descent) という英語の解釈がここで言われている世系となる。この世系の中に部落差別は含まれるということ为国連はいつている。

では日本国内でそのような主張をしているのは誰だろうか、ということですが、国連の関係する委員会は、その国の状況

をいろんなレポートも含めて、政府報告だけではなく政府に対抗するカウンターレポートも含めて、いろいろと見て、政府に対して国際基準から見ても勧告するわけです。

この人種差別撤廃委員会に日本の国内からいろいろなレポートをあげた中には、反差別国際運動という部落解放同盟が主体となっている組織、そして日本弁護士連合会の国際関係委員会ですが、ここにも解放同盟と考え方の近い方がいる。日本弁護士連合会が昨年3月に国連に報告した中身には、やはり部落問題については条約第1条1「世系の対象には部落差別が含まれる。これを明確に示す、それを政府に言わせよう」ということをやった。

とくに部落問題と関わっては、インターネットや直接の言動による部落差別の扇動に対し、差別禁止法の制定を含む法的規制と被害者救済制度を確立すべきである、という意見を国連に出した。ですから国連は先ほどの勧告の中でも、とくに戸籍制度への違法アクセスに関する点も含めて、世系に基づく差別が条約によって完全にカバーされる、部落問題は

含まれるのだということで差別扇動に關わって国内法整備を求めている4条の留保はもう撤回すべきだということまで、国連から日本政府は勧告された。

私たちは人種差別撤廃委員会も含む他の委員会へも、日本国内の部落問題の現状について、基本的に2002年3月末をもって特別対策は終了し、一般対策のもとで部落問題の解決も含む地域社会の人権づくりが課題であり、部落問題は社会問題としてもうすでに解決された。一部に問題が生じることがあっても、それは行政が特別な対応・対策が求められるものではなく、住民自身の力で解決できる。そこまで日本は進んだということの英文をレポートとして出してきましたが、委員会では日弁連の報告や反差別国際運動のそうした報告を受けて「日本の現状」と理解してしまつたのです。ですから日本国内で例えば在日朝鮮人の人たちに對するヘイトスピーチと言われる差別扇動行為が問題だといわれたとき、人種差別撤廃条約の国内法として新たな法的整備が必要だという、その名称が結局は民主党も「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に關する法律」ということで、この人種の中に先

ほど国連、日弁連、その他、推進派という立場の人たちは部落差別も含むということをはつきりと言っている。2002年で特別対策が終わつたのにあらためてこうした人種差別撤廃という名の下の国内法の中で、部落に對する特別な取扱いを考へることとなる。

2002年の特別対策が終わり、その影響はどうなのか。日本政府は調べてないじゃないか、ということを言われているけども、そんなことできるものではない。つまり国の法律が終わつて「同和地区」「同和関係者」という概念は行政上なくなつた。ということは誰が、どこが同和地区であるかということとは、行政上「ここです」ということは言えない。根拠となる法律がなくなつたにも関わらず、2002年3月末に法律が終わつたあとの部落に對する影響はどうなんだ、調べると言う。そういう矛盾したことを行おうとすると、部落問題がここまでやつと解決したにも関わらず、また改めて地域や人を選別することになる。部落差別を解消するどころか、解決を遅らす方向に利用されることを一番懸念する。私たちは人種等の概念に關わり、そこ

いのか、という点が非常に重要と考へている。

外務省は、ホームページの中で、この条約の對象となる人種差別についていろと書いています。世系という条約上の文言について、これはあくまでも人種民族から見た系統を表す言葉で、日系、黒人系という過去の世代における人種、または皮膚の色、及び過去の世代における民族的、種族的出身に着目した概念で、生物学的・文化的諸特徴に係る範疇を超えない。つまり世系に部落民という概念が入り込むことはない。これが外務省の見解です。そこで国連と考へ方が對立しているわけです。

この問題については、インド・カーブト制の概念がこの条約成立に入り込んだ過程があり、また1985年当時、部落解放同盟が部落解放基本法をつくらせるための策動をさまざまやっていた。そういうことも念頭に、丹波正史全国人権連現議長が1988年に「人種差別撤廃条約と部落問題」についてまとめました。諸状況を分析し、部落問題の属性からしてこの法規制は問題解決に有害となる、ということをその当時示した。よつて民主党が今、国会に出している人種概念に

関わり、その定義というものはきちんとすべきだと考えます。

差別扇動という点では、新大久保コリアンタウンにはかつては200軒ぐらい土産物屋さんがありました。ここで「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」「寄生虫、ゴキブリ犯罪者」「韓国人を絞め殺せ」というプラカードを掲げたデモ行進。さらにはデモが終わったあと、お散歩と称して店舗への嫌がらせが行われ、今、新大久保から銀座の方に移りました。

私たちがおかしいと思うのは、東京都公安委員会が許可したデモ隊なんです。が、この周囲を警察官が取り囲み、差別に反対する抗議行動をやっている人たちからすると、警察が差別デモ隊を保護しているように見える。名古屋の駅前で行われた写真がネットに出ています。やはり「ヘイトスピーチやめろ」と言っている人を警察がグルッと囲んでにらんでいる。どちらを守ろうとしているのか。

私たちは、今できることは何かということ、「迷惑行為防止条例違反」「粗暴行為」「威力業務妨害」という形で、お店屋さんの営業が妨害されないようにするなど、手はいろいろ打てるはずだと考

えています。しかし警察は反ヘイト側を取り締まろうとしている。

二つ目には、自主的ガイドラインによる対応というのが必要です。昨今はサッカーよりラグビーの熱が非常に高まっています。非常にフレンドリーです。日本代表に入る条件をクリアして、いろんな国の方で日本チームが構成されている。相手チームとの関係でも、尊敬しあうという非常にいい形になっている。

国際サッカー連盟の場合には、反人種差別、差別に関するたたかひというのを決議し、各国でガイドラインをもつ。日本のサッカー協会もガイドラインをもつて自主的、公平、公正な対応を行っている。昨年3月の浦和レッズのサポーターグループが「ジャパニーズオンリー」と書いた横断幕の問題では自分たちできちんと討議し、結論を出している。

もう一つは在日の特権と言われているものが本当に特権なのかどうかということとの学習も必要ですが、私たちのこの間の関係で言えば、2002年の人権擁護法案のときに、人権擁護委員の国籍条項が問題になった。人権擁護委員の国籍は今、日本国籍に限られているが、地域社会には日本国籍以外のさまざまな人たちが

がいる。例えば人権擁護委員がいろんな人権問題を取り扱う場合、さまざまな国籍、民族も含めた人たちがあってもおかしくない。人権擁護法案が議論されたとき、人権擁護委員の国籍は問わないというのが私たちの主張でした。ところがそれでは外国人天国になると自民党保守派が主張し受け入れられなかった。

永住外国人には地方参政権を認めていない。しかし、外国籍であっても地方自治体の住民として生活して、税金も納めて義務を負っている。にもかかわらず帰化しなければ政治に参画できないというのはおかしい。そういう意味で地方参政権を保障するのが大切であり、差別的な制度があれば、それを一つ一つ改善していく。その中で在特会が言うような生活保護タダ取りというような批判が、本当に真実なのかどうか明らかになる。

こういう日本在住、永住外国人の人権保障をキチンとするというのがやはり当面しなければいけないことではないかと思えます。

民主党がこの5月に出した「人種等を理由する差別撤廃ための施策の推進に関する法律(案)」で、人種とか、差別とか、人権侵害とか、いろいろ書いてあり

ます。2002年以降、人権擁護法案や民主党政権時代には人権委員会設置法の議論の中で、人権とは何か、差別とは何か、それはどう法律に書き込めるのか、書き込めないのか、という議論をやってきましたが、それら議論の積み重ねが民主党案には反映されていない。法律で在特会の行っている街宣を規制するのか、それとも現状の刑法などの改正でやるのか、その場合、何が問題になるのかを冷静に考える必要がある。私たちは部落差別を法律で規制がすることの是非について、長い間、議論し、法規制は部落問題解決には有害である、という結論になった。そういう教訓も議論のなかで意見交換し、国民的合意ができていくことではないと考えています。

奥山 新井さんには人種差別撤廃委員会の勧告の問題点やら、今後の問題としては、現行法を前提にした対応をいろいろ検討する必要があるということを言われた。

確井先生と新井さんの話を聞いて、では今後、法律による規制の問題をどうするのかということになります。今、国会に出されている「人種差別撤廃施策推進

法」は、罰則規定のない法律です。その中で差別という言葉が出てきていますが、文言が曖昧であり、文言については検討する必要がありますが、私個人としては、法律が存在することは人びとに対して一定の抑止力はあると思う。健康増進法があるが、その法律に違反しても何の手の内があるわけではないが、意識する人はいるだろうという点では意味がないことではないと思う。ただ、確信的な人たちには効果がなく、そうなると思則をとらなくなった法律をつくれという議論に発展するおそれがある点を懸念します。法的規制の問題について、お二人からもう少し説明していただけますか。

確井 人権連の立場を代表して話された、新井さんの立場はよくわかります。

部落を含む世系を、人種や民族差別と一緒にするというのは大体無理な話です。規制法を考える場合も、世系まで一緒にしてということとは違う。先ほどお話しした、ハンナ・アーレントの言葉を思い出してください。国籍を持っている者同士、つまり日本人同士の間における差別問題と、国籍を持たない民族的マイノリティとの関係は全然違います。それを同

じ法律で規制するというのはそもそも筋が違います。部落差別については先ほどお話ししましたように、これまでの政権がいろいろな政策を実施し、国民融合を目標に一定の成果をあげてきたわけですから。国民融合が目標になるのは、同じ日本人だからです。しかし民族的マイノリティの場合は融合という言葉は使えるでしょうか。

ヨーロッパの場合、イスラム系のマイノリティがイスラム教を信じて、それに従った生活習慣を営んでいる。そういう人に対して、例えばドイツ人と融合させることはできない。両者の関係は言葉で言えば、共生ということになり、そもそも次元が違う。そういう意味で私は新井さんの考えに、当たり前のことながら同意します。

それで現行法でとなると、それは先ほど申しましたように限界がある。ただその中身については保守系の政治家の魂胆があり、気を付けなければいけないが、私は、それは最終的には市民社会の、つまりわれわれの自覚の問題にかかっていると思っています。

ナシヨナリズムの問題について補足があります。慰安婦の問題等は政治的課題

ですが、ヘイトスピーチのテーマになる問題です。ナショナリズムは、政治家に利用される。自分の政権維持のために政治家が利用する。これは日本だけでなく、韓国、中国でも同じです。

それを許さないためには、中国や韓国と経済関係を含めた市民社会レベルでの連帯関係が大事であり、それがまた歴史の大きな流れに合致している。そういう点では歴史をマクロ的に見れば、ヘイトスピーチ現象は無視できないけれど、歴史の逆流と見ることができる。市民社会レベルでの連帯は、例えば韓国との間では、教科書問題でも研究者が協議していますが、それがなかなか一般に周知されないということもあります。

政治家にナショナリズムを利用させるかどうかは、市民社会の成熟度にかかっている。市民社会の成熟度ということでは、韓国の市民社会より日本の市民社会のほうが成熟している。中国の場合には市民社会は明示的な形で存在しているかどうか問題もあるが、いずれにしても可能なところから連帯関係を強化していく。それが長い目で見て、こういう問題解決する大きな道筋ではないかと思う。

新井 9月末に参議院法務委員会で「人種等を理由する差別の撤廃のための施策の推進に関する法律(案)」は継続審議になりました。臨時国会が開かれるかどうかわかりませんが、来年の通常国会での議論になるのか。ただ参議院法務委員会はこの法律の他に、刑事訴訟法の改正案もあり、いわゆる一部しか録画を認まず、権力の盗聴を拡大するという改正案です。この二つが参議院法務委員会にかかっており、与党と野党の綱引き状態です。いわゆる人種差別を優先して議論するのか、刑事訴訟法を優先するのか。刑事訴訟法については共産党以外全部賛成ですから、スツと通ってしまう状況です。

法律案については委員会の中で突っ込んだ議論がやられていない。いわゆる法務委員会の外で自民党、公明党、民主党、維新の4党が4党協議会を7回ぐらいいやり、法案の取扱いを議論している。ヘイトスピーチそのものを規制するところに特化する法律を公明党が原案をまとめ、参議院の内閣法制局が修正し議論をしようかという動きが見られます。ですから人種差別をなくすという法律ではなく、ヘイトスピーチ街宣のみを規制するというところを落としどころにしてい

く可能性もある。いずれにしても表現行為、表現に対する内容規制が法律で示されるわけですから、表現の何がよくて、何が法律にひっかかるのか。これはやはりどこかで線引きをしておかないといけない。つまり、先ほど言いましたように「韓国人を絞め殺せ」と街頭でいいプラカードに書いたなら、それだけで法律違反となり注意勧告等になる。

つまり理念法、基本法をつくったあとには実態法、規制法がつくられていくのが流れですから、単なる基本法、理念法だけでは終わらない。そうするとそういう表現を違法なのか、合法なのか、どこかで示さないと、なんの意味もない法律だけができました、ということになる。使いが悪いと、例えば「人種等を理由とする差別の基本原則」で、人種等を理由とする侮蔑、いやがらせ、その他の不当な差別言動は禁止しますとなるが、その侮蔑、嫌がらせは誰がどうやって判断するのか。言われたという人の告訴によるものなのかどうなのか、ということですが、「やっちゃダメですよ」という話のものになるのか、あるいはそういうものを禁止すると書いてあるから、刑法か何かで簡易罰則を設けるのかどうかという

ことです。

つまり議論としてはそこまで発展するものです。かつて部落問題とかかわって議論したのは、結婚、就職に際して差別行為を処罰する点です。部落を理由にして差別された、結婚婚約を破棄された、といった場合、その行為を処罰するということが、差別の法規制ということで議論をされたことがある。差別を罰すると憲法上保障されている婚姻の自由、営業の自由との整合性と係わって非常に難しい問題が生じる。嫌がる相手と無理やり結婚させることが救済になるのか。権利の保全になるのか、ということが差別の法規制ということで議論になりました。

1980年代に言われてきたであり、私たちもそのように言ってきた。「韓国人を絞め殺せ」なんて言うことをどうやってなくしていくのか。碓井先生のお話では制度も含めて市民社会の成熟をどうやっていくか。そこを考えながら、合理的排除、非合理の排除、差別でないものまで差別としてしまいかねないという、非常に微妙な問題があり、「人種等を理由する差別の撤廃のための施策の推進に関する法律(案)」も含めてより慎重に議論をすべきではないかと思う。また国民的関心が高まる必要があるのではないかと思います。

奥山 今、刑事規制の問題が出ました。刑事規制はわれわれがやるのではなくて、検察官が関与し、さらに裁判所が関与するというわけで、私たちが思っているように適切に運用されるかどうかという保障は全くない。先ほど「ヘイトスピーチデモを警察が守っているように映像から見える」という話がありました。国連の人種差別撤廃委員会でもビデオを上映したら、どこかの国の委員から「警察が極右勢力を守っているように見える」という発言もあります。刑事規制に

ついては危ない面があり、気を付けたいといけないのではないかと思う。念のためには言えば「朝鮮人は」「部落民は」：という集団に対する悪罵を投げかける者に、現行の法律体系では集団侮辱罪はない。個人に対して名誉を毀損するという点に関しては、名誉毀損罪、侮辱罪というのがありますが、集団についてはそういうものは存在しない。仮にそういうものを認めると誰が当事者なのかを見極める問題もある。

きょうの話を参考にいただき、この問題について引き続き考えていただきたいと思いますが、何か追加発言はありますか。

碓井 法規制する場合も、内容と方法については慎重であるべきだというのは当然です。とくに現場の警察官がどういう権限を行使するのか、というのは非常に重要な問題です。その点については、当然、権力に対する抑制的な目配りが必要だと思えます。

先ほどのデモの話で、警察はどっちを守っているのか、という話がありました。が、逆の場合もある。もちろん警察には警察の思惑があり、そのへんをみておく

必要がる。

もう一つ、報道の自由の問題について言えば、こういう事件がありました。「フジテレビが韓国系のドラマをやるのはけしからん」ということで、フジテレビに在特会のデモ隊が押しかけた。フジテレビはどちらかと言えば右よりメディアですが、そういうことを何もわからずやっているのだらうと思う。フジテレビだけではなく、他の民間の企業にもいろいろ難癖をつけている。とくにメディアに対する攻撃は「無茶苦茶なことを言う連中だが、とにかくデモをかけられるのは嫌だ」と萎縮効果をもたらし、報道機関として本来の役割を果たさないことになる。そういうことも含めて私は考えていく必要があると思う。

報道の自由が規制法によって、権力に逆用されるといふ目配りも必要だけでも、現にヘイトスピーチをやるような人びとの行動が、市民社会に萎縮効果を引き起こしているという認識も必要です。

奥山 これまでヘイトスピーチをどう考えるかという鼎談は終わります。ご静聴、ありがとうございました。